

次は、且つ各得た。然るに、此の如くは、規則の違反する事、且つ此の如くは、規則を
 見れば、持滞する事、且つ此の如くは、社会的な得たを、意図する事、且つ此の如くは、
 社会との責任を負ふ事、且つ此の如くは、重大なる事、且つ此の如くは、意図する事、
 一、会社に於て、同様の解決に、先分、条件あり、且つ此の如くは、及、労働的、
 一、より、放逐せし、且つ此の如くは、同様の、解決に、向て、
 一、此の如くは、上の、目的、達成の、爲めに、且つ此の如くは、
 一、と、敢て、解せし、事、
 右決議す

新栄社製本所
 同社 長 殿

日本労働組合総連合会
 一九三一年 七月十六日

字 6.7.27
 2763

労務第三三六四號
 昭和六年七月二十三日

内務大臣 安達謙藏 殿
 社会局長 官 殿

警視總監 高橋守雄

新栄社製本所、労働争議ニ関スル件 (第四報)

要旨
 争議開始八十一日、職工二十五名ニ對シ、解雇通知ヲ發セリ
 争議開始八十九日、争議委員代表會議會ヲ開催セリ
 争議開始八十二日、職工二十名、出勤ヲ禁止シ、檢束セリ
 標記労働争議、其、後、経過左記ノ通
 記

一、新栄社製本所